十五名ハ興部ニ止ク交渉中ナリ

分留鉱ノ頃出ニヨリ所轄興部警察署ニ於テ両者ノ間調停中ノ処 有井日後左条件ヲ提出シ妥協ヲ従ヘタルニ土工夫三三名中ノ既ニ復職就分中ノ十人名ハ之ヲ諒トシ解決シタルハ最公迄回能業セル十五名ハ右条件ヲ以テ尚不満ナリトテ解雇ヲ強出ル業主ハ即日之ヲ解雇シ争議ハ紀煩セリ

要ル場 1. 分留時間ハ募集当時ノ契約通リ履行スルコト

2. 群部ノ数ヲ減スルコト 3. 鉱坊ニ於ケル飲食物相当ナル以テ改善スルコト 4. 鉱坊ノ便所寝具等ハ不潔ナルヲ以テ改善スルコト

（協調會勞働課）